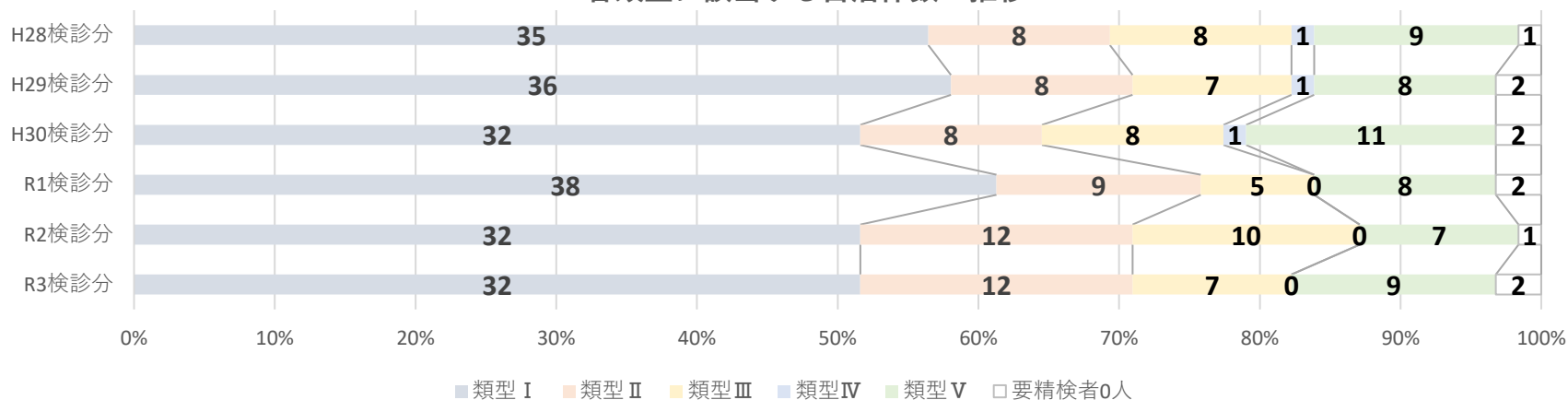


～令和5年度

「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」(平成20年2月)に基づき、**許容値を基準**として、**全年齢の数値を評価**することで各類型に分類

類型	タイプ名	定 義
類型Ⅰ	精検未把握率高値タイプ	精検受診率が 許容値未満 の検診の中で、未把握率 $\geq$ 未受診率である検診が半数以上の自治体
類型Ⅱ	精検未受診率高値タイプ	精検受診率が 許容値未満 の検診の中で、未把握率 $<$ 未受診率である検診が過半数の自治体
類型Ⅲ	精検未受診者数未把握タイプ	精検受診率が 許容値未満 の全てのがん検診で精検未受診率0%＝精検未受診者数未把握の自治体
類型Ⅳ	要精検者数未把握タイプ	実施する全てのがん検診で要精検者数未把握の自治体
類型Ⅴ	精検受診率許容値達成タイプ	実施する全てのがん検診で精検受診率が 許容値達成 している自治体
—	要精検者0人	実施する全てのがん検診で要精検者数が0人であった自治体

各類型に該当する自治体数の推移



令和6年度～

「がん検診事業のあり方について」(令和5年6月)が示されたことにより、東京都がん検診精度管理評価事業においては、

許容値を廃止・基準値に統一、69歳以下の数値を評価する方法に変更

新類型案1

- ① 旧類型の定義を「許容値」→「基準値」に読み替え、69歳以下の数値で分類
- ② 3年連続で該当自治体のない旧類型IV「要精検者未把握タイプ」を廃止

類型	タイプ名	定義	R4該当自治体数
類型Ⅰ	精検未把握率高値タイプ	精検受診率が 基準値未満 の検診の中で、未把握率 ≥ 未受診率である検診が半数以上の自治体	43
類型Ⅱ	精検未受診率高値タイプ	精検受診率が 基準値未満 の検診の中で、未把握率 < 未受診率である検診が過半数の自治体	11
類型Ⅲ	精検未受診者数未把握タイプ	精検受診率が 基準値未満 の全てのがん検診で精検未受診率0% = 精検未受診者数未把握の自治体	6
類型Ⅳ	精検受診率 基準値達成 タイプ	実施する全てのがん検診で精検受診率が 基準値達成 している自治体	0
—	要精検者0人	実施する全てのがん検診で要精検者数が0人であった自治体	2

→ R4時点では基準値を前提とした数値ではなかったため、区市町村にとって、最も高い類型となるためのハードルが上がった

新類型案 2

- ① 旧類型の定義を「許容値」→「基準値」に読み替え、69歳以下の数値で分類
- ② (経過措置として) 類型Ⅳ「精検受診率良好タイプ」を設定
- ③ 3年連続で該当自治体のない旧類型Ⅳ「要精検者未把握タイプ」を廃止

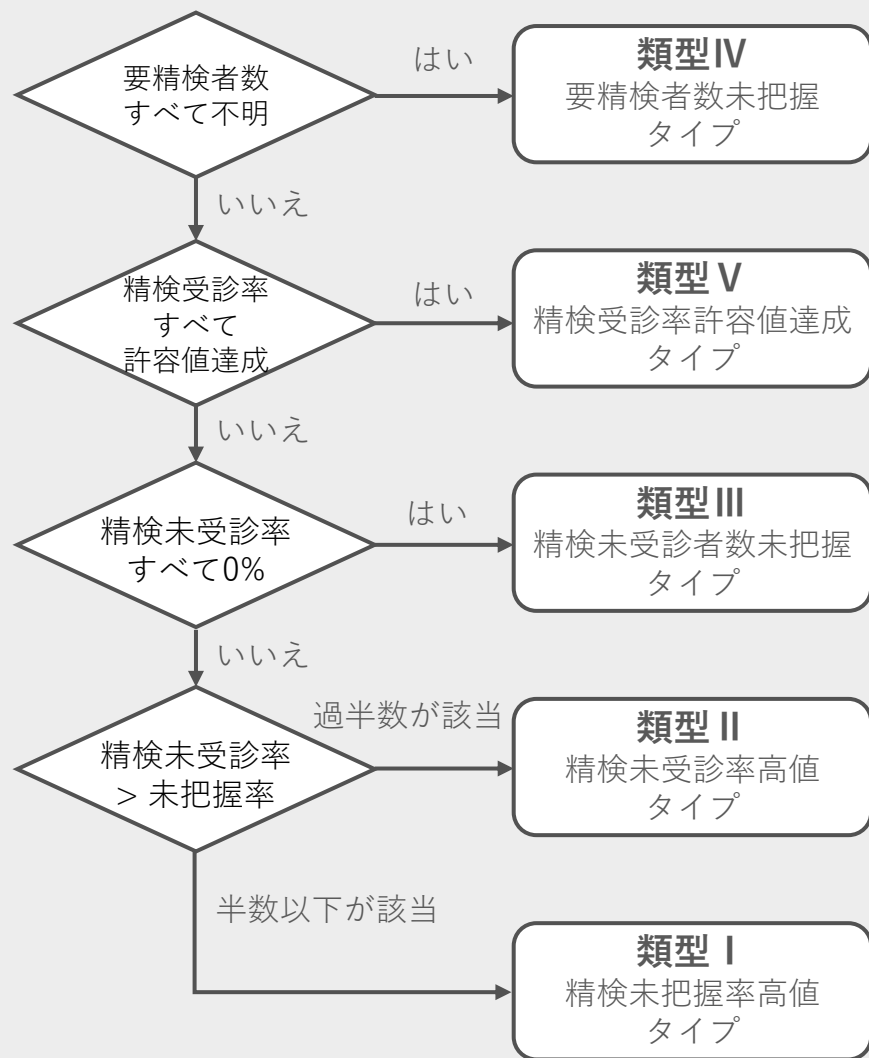
類型	タイプ名	定 義	R4該当自治体数
類型Ⅰ	精検未把握率高値タイプ	精検受診率が 基準値未満 の検診の中で、未把握率 ≥ 未受診率である検診が半数以上の自治体	41
類型Ⅱ	精検未受診率高値タイプ	精検受診率が 基準値未満 の検診の中で、未把握率 < 未受診率である検診が過半数の自治体	7
類型Ⅲ	精検未受診者数未把握タイプ	精検受診率が 基準値未満 の全てのがん検診で精検未受診率0% = 精検未受診者数未把握の自治体	6
類型Ⅳ	精検受診率 良好 タイプ	実施する 過半数以上 のがん検診で精検受診率が 基準値達成 している自治体	6
類型Ⅴ	精検受診率 基準値達成 タイプ	実施する全てのがん検診で精検受診率が 基準値達成 している自治体	0
—	要精検者0人	実施する全てのがん検診で要精検者数が0人であった自治体	2

参 考

類型Ⅳ「精検受診率良好タイプ」に該当する自治体

自治体	達成割合	未達成の検診	自治体	達成割合	未達成の検診
八王子市	4/5	大腸・集団	杉並区	4/6	肺・個別、大腸・個別
国立市	8/10	大腸・集団、大腸・個別	府中市	4/6	胃(エックス線)・集団、大腸・集団
檜原村	5/7	胃(エックス線)・集団、子宮頸・個別	稲城市	4/6	胃(エックス線)・個別、大腸個別

現類型



新類型案

